

青森県報

第三千三百九十一号

平成二十三年
五月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による施術者の指定……………	(健康福祉課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)	二
職業訓練指導員試験の施行……………	(労政・能力開発発課)	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生生活文化課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(保健衛生課)	四
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(経営支援課)	五
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域局)	六
右 同……………	(北地域局)	六
右 同……………	(同)	六
右 同……………	(同)	七

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域局) ……七

告 示

青森県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
千葉 健司	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九四の一	つる田呉本接骨鍼灸院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九四の一	平成三・四・七

青森県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 称 又 は 所 在 地	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
氏 名 又 は 所 在 地	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日

社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町の四一四二	訪問看護	ナースステーション向外	弘前市大字向一四丁目二の一	三・六・一
有限会社生会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	訪問介護	ホームヘルプサービス	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	平成三・五・一六

青森県告示第四百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

倉石ハーネス株式会社	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定期日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日	
		居宅介護支援事業所よこはま	上北郡横浜町字上イタヤノ木四三八の八		平成三・五・二〇

青森県告示第四百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町の四一四二	介護予防訪問看護	ナースステーション向外	弘前市大字向一四丁目二の一	三・六・一
有限会社生会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	介護予防訪問看護	ホームヘルプサービス	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	平成三・五・一六

青森県告示第四百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期日
サンケア薬局石堂店	八戸市石堂二丁目一五の九	平成三・六・一
城下調剤薬局	八戸市城下四丁目一〇の三五	"

青森県告示第四百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
サ力工薬局十和田	十和田市西三番町一八の三七	平成三〇・五・一

青森県告示第四百六十六号

平成二十三年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

学科試験	区分	試験職種	期 日
	関連学科 (系基礎学科及び専攻学科) 指導方法	配建造 管築園 科科科	平成二十三年九月十一日 (日) 午前十時三十分
	全職種		

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一
県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成二十三年七月十二日（火）から八月十二日（金）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、八月十二日（金）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各

県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話)〇一七 七三四 九四一五

青森県告示第四百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡風間浦村大字易国間字大川目四九の三〇 金田一 直文 下北郡風間浦村大字易国間字新町三二の一 能渡 克久	易国間区域 易国間漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業

公 告

特定非営利活動促進法第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定による合併認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月九日

二 合併しようとする特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人青森ヒューマンライトリカバリー

2 代表者の氏名

桐原 尚之

3 主たる事務所の所在地

青森市大字矢田前字弥生田一の四

4 定款に記載された目的

この法人は、自由と平等を基礎とした社会を目指し、社会のシステマ的な部分や意識的な部分に人権啓発を行い、障害者が中心となって助け合いの心を忘れず、個人の不可侵性を尊重し、個々のエンパワメントと自立生活の促進に寄与することを目的とする。

三 合併しようとする特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人精神障害者フォーラム

2 代表者の氏名

桐原 尚之

3 主たる事務所の所在地

青森市大字矢田前字弥生田一の四

4 定款に記載された目的

この法人は、完全な参加型社会を目指し、既存の精神障害者活動の活性化を目的とするコンサルティングの立場から精神障害者活動を行うことを目的とし、より広いネットワークの中で円滑な役割分担と協力体制を築き、全ての人の人権の回復に寄与することを目的とする。

四 合併後存続する特定非営利活動法人

1 名称

特定非営利活動法人青森ヒューマンライトリカバリー

2 代表者の氏名

桐原 尚之

3 主たる事務所の所在地

青森市大字矢田前字弥生田一の四

4 定款に記載された目的

この法人は、自由と平等を基礎とした社会を目指し、社会のシステマ的な部分や意識的な部分に人権啓発を行い、障害者が中心となって助け合いの心を忘れず、個人の不可侵性を尊重し、個々の自立生活と権利主張の促進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年五月十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

オリックス・レンテック株式会社

六 契約金額

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目六の一

七百十六万三千百円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等の賃貸借契約に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十三年四月一日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カブセンター西バイパス店

青森市大字石江字三好一三〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦 勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦 勝重

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年一月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、四五二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

三〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

九九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二六七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十三年五月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十三年五月二十五日から同年九月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年九月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社善知鳥電気
- 二 代表者の氏名 相内 文夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市旭町三丁目一六の三八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第六九五〇号
- 五 取消年月日 平成二十三年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実 平成二十三年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 旭電設商会
- 二 氏名 田中 廣安
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字一本木沢九五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一四〇一七号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実 平成二十二年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 十和田石材建設株式会社
- 二 代表者の氏名 中野渡 幸子
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字三本木崎一六九
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第一四三三三号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、石、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実 平成二十三年二月二十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ウタカ工業
- 二 代表者の氏名 中村 豊
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字冲山二八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一一五〇四号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

|   |    |   |   |   |   |        |
|---|----|---|---|---|---|--------|
| 区 | 役員 | 氏 | 名 | 住 | 所 | 就任及び退任 |
|   |    |   |   |   |   | 年月日    |

|       |             |                  |                |
|-------|-------------|------------------|----------------|
| 理 事   | 町 義雄        | 八戸市南郷区大字島守字館下前五〇 | 平成<br>三・四・一六就任 |
| 坂本 明  | 字白山五の一      |                  |                |
| 小山 綱弘 | 字砂籠三三       |                  |                |
| 釜谷 三壱 | 字畑四の一       |                  |                |
| 門前 勝男 | 字門前一〇       |                  |                |
| 堰端 義弘 | 字前平一〇       |                  |                |
| 根岸 清美 | 吹上五丁目四の四一   |                  |                |
| 川畑 秀雄 | 南郷区大字島守字馬場五 |                  |                |
| 坂 保   | 字上江花沢一      |                  |                |
| 大坪 栄一 | 字門前二二の一     |                  |                |
| 前川原 實 | 字沢代二四       |                  |                |
| 大沢 俊直 | 字上巨平一三      |                  |                |
| 狹館 博史 | 字狹館一        |                  |                |
| 松倉 賢六 | 字長ツム子三      |                  |                |
| 川畑 修一 | 字川端四        |                  |                |
| 大和山 進 | 字下江花沢二三     | 三・四・一五退任         |                |
| 松石 芳松 | 字春日四八の二     |                  |                |
| 町 義雄  | 字館下前五〇      |                  |                |
| 前田 幸男 | 字上巨平一二の二    |                  |                |
| 坂下 孝志 | 字馳下り九       |                  |                |
| 加賀 文雄 | 字門前二〇の一     |                  |                |
| 坂本 明  | 字白山五の一      |                  |                |
| 大坪 栄一 | 字門前二二の一     |                  |                |
| 小坂 秀一 | 字上江花沢九の一    |                  |                |
| 金澤 春政 | 字馬ノ墓一       |                  |                |
| 小山 綱弘 | 字砂籠三三       |                  |                |
| 門口 源蔵 | 字上巻八の五      |                  |                |
| 狹館 博史 | 字狹館一        |                  |                |
| 松倉 賢六 | 字長ツム子三      |                  |                |
| 平脇 春雄 | 字上江花沢一七     |                  |                |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭